

令和6年6月26日
青森市企業局水道部営業課長

「使用水量のお知らせ」（検針票）への消費税額誤表記について

このたび、水道メーターの検針時にお客様に交付しております「使用水量のお知らせ」（検針票）の一部に消費税額の誤表記がありましたので、別紙のとおりお知らせいたします。



「使用水量のお知らせ」(検針票)への消費税額誤表記について

1 事案の概要

水道メーターの検針時に、検針員が携帯している端末機(ハンディーターミナル)から印刷した「使用水量のお知らせ」(検針票)をお客様に交付しているが、交付した一部の検針票において、水道料金等に含まれる消費税額を誤って表記していたことが判明したもの。

水道メーターの検針においては、冬期間の積雪のほか、障害物やメーターの位置の問題等で検針できない場合には、直近の実績水量等で見積もった水量を基に料金等を徴収し、後日、検針できた月に、実際の水量と見積り水量に差異があった場合の料金等の過不足を調整しているが、実際の水量が少なく、その月分の料金等のみでは調整しきれない金額は、翌月以降に調整している。

今回の消費税額の誤表記は、この翌月以降に調整を行ったケースで発生したものであり、本来の請求金額に対応した消費税額ではなく、調整前の料金等に対応した消費税額が表記されていたもの。(実際の料金等自体に誤りはなく、このような調整を行った場合以外での誤表記はない。)

2 誤表記の範囲と件数

インボイス制度(適格請求書等保存方式)導入に対応するため、ハンディーターミナルの仕様を変更した令和5年10月1日から令和6年6月17日検針分までに検針票を交付したもののうち、誤表記が発生したケースに該当するお客様は1,067人で、延べ1,154件。

3 原因

インボイス対応に伴うハンディーターミナルのプログラム修正において、一部に修正誤りがあったため。

4 事案判明の契機

令和6年6月14日(金)、検針票の消費税額の誤表記に気づいたお客様からの問合せで判明。

5 対応

誤表記があったすべてのお客様に対し、お詫びの文書と正しい消費税額を表記した「使用水量のお知らせ」を6月25日に発送した。

6 再発防止策

システム改修等を行う際には、プログラム修正後の検査を徹底していく。